

平成 23 年度第 8 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会  
平成 23 年度第 11 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会  
議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 3 月 26 日 ( 月 ) 午前 10 時 ~ 午前 10 時 30 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席委員
  - (1) 外部検討委員会 ( 五十音順 )  
小田委員、坂本委員、松岡委員、三角委員
  - (2) 市  
河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、久保人事課長、上田政策企画課長、吉田財政課予算係長、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、小西学童保育課長、乾教育政策課長
- 4 傍聴者 1 人
- 5 案 件
  - (1) 茨木市立保育所民営化について
  - (2) その他

6 発言要旨

委員長： おはようございます。

それでは、定刻前でございますけれども、皆さまお揃いでございますので、ただ今より、茨木市保育所民営化庁内検討委員会と合同で、外部検討委員会を開催したいと存じます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠に、ありがとうございます。

まず、この会議は、これまで公開としておりましたが、今回も、格別の非公開とすべき案件が生じない限り、公開といたしたいと存じます。

既に、傍聴者の方にはご入室いただいておりますので、ご報告いたします。

それから、本日の会議の終了予定時間は、いつもどおり正午を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議次第にしたがって、進めさせていただきます。  
本日は、予定上は最終の委員会ということになります。

ここに至ります、前回の会議において、外部検討委員会としても、庁内検討委員会が判断した「民営化事業の継続」については、妥当であるということを確認させていただきました。

また、民営化基本方針の改定(案)や、それから基本方針の実施要領(案)についてもご審議をいただきました。

これらについては、さらにお持ち帰りいただいて詳細に検討していただいて、事務局の方まで、コメント等がございましたら提出をしていただくという手はずになっておりました。

それにしたがって、提出していただいた意見を、事務局において、とりまとめていただいております。

そして、それらを反映させた、最終的な庁内・外部検討委員会としての報告書の案が、本日、資料として示されているという段階に至りました。

そこで、本日、資料として提出されております、この報告書(案)「茨木市立保育所民営化について」という文書について、全体の構成や、各委員からのご意見がどのように反映されたのかという点を含めて、事務局の方から説明をお願いしたいと存じます。

事務局： それでは、改めまして、おはようございます。

「茨木市立保育所民営化について」ご説明をさせていただきます。

まず、配布資料の確認でございますが、「茨木市立保育所民営化について」の冊子が一つ、それと、参考資料といたしまして、「基本方針(案)新旧対照表」の2点でございます。よろしいでしょうか。

それでは、まず、「茨木市立保育所民営化について」の構成でございますけれども、前回の会議の資料として、配付いたしておりました資料1、2、3をまとめたものでございます。

また、前回の委員会におきまして、ご説明をさせていただきましたとおり、今日的課題等を踏まえた市立保育所の機能と役割や民営化事業の継続などの検討結果をはじめ、民営化の手法や移管条件などの検討結果を踏まえた改定後の基本方針(案)、また、その実施要領(案)をまとめたものでございます。

それでは、1頁をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

まず、「はじめに」といたしまして、これまでの民営化事業の評価結果を取りまとめたこと、また、この評価結果を踏まえ、外部検討委員会と庁内検討委員会が合同で留意事項等を慎重に審議してきたこと、そし

て、その結果、この検討結果を取りまとめたということを示しております。

第1章といたしましては、民営化事業の評価結果にも示しています「今日的課題を踏まえた方針を示すことが重要」との考え方に基つきまして、保育所保育指針にも示されている「保育所の役割」でありますとか、「保育行政における今日的課題」や「本市の現状を踏まえた今日的課題」、さらには、「今後における保育所の機能と役割の考え方」、そして、これまでの評価結果や民営化手法の改善策を踏まえた「民営化事業の継続」の妥当性、これらの結果をまとめたものでございます。

第2章といたしましては、第1章の検討結果を踏まえるとともに、平成18年1月に決定しました基本方針を継承しつつ、これまでの検討内容を反映した「改定後の基本方針(案)」の内容をまとめたものでございます。

第3章といたしましては、第2章の「改定後の基本方針(案)」の趣旨、背景、経緯、解釈等を明らかにするとともに、民営化の円滑な実施に際しての指針として、これまでの検討結果から、その改善策を反映させた「改定後の基本方針実施要領(案)」の内容をまとめたものでございます。

そして、「おわりに」といたしまして、これまでの検討結果の総括、そして、今後の方向性を示して、締めくくっております。

次に、修正内容についてでございます。

前回の会議におきまして、各委員の皆さまからのご意見・ご提案、また、この検討結果を取りまとめるにあたりまして、事前に各委員の皆さまからご意見・ご提案をいただき、その内容を踏まえた修正をしております。

また、修正いたしました内容につきましても、事前に各委員の皆さまに、ご確認をいただき、一定、ご了承いただいておりますので、細かな、文言の整理などについては、その説明を割愛させていただきまして、主な修正の内容について、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、参考資料の「基本方針(案)新旧対照表」をご覧ください。

1頁の「1 目的」のところでございます。

前回の会議におきまして、A委員から「市民サービスの向上に寄与する」という記述を加えてはどうかというご提案をいただいております。

また、A委員からのご意見に基つきまして、委員長からも直前の記述

とのつながりに配慮していただいた修正(案)をいただいております、「市民サービスの向上を図る」という記述を追加しております。

次に、「2 市立保育所の機能と役割」でございます。

前回の会議におきまして、B委員から「障害児保育の実績」という改定前の基本方針にある公的役割としての記述を加えてはどうかというご提案をいただいております。

先ほどと同様に、B委員からのご提案に基づきまして、委員長からも修正(案)をいただいております、公立保育所の機能と役割の(1)、(2)、(3)は、そのままでございますけれども、その前文中に「障害児等配慮が必要な児童の保育について、これまで市立保育所が果たしてきた実績を踏まえ」という記述を加え、修正いたしております。

次に、5頁の「6 民営化の方法」の「(4) 移管先への引継ぎ」でございます。

修正の内容といたしましては、基本方針(案)の方には、包括的な内容を規定しまして、詳細は、実施要領(案)に規定するものでございまして、内容の趣旨などを変更するものではございませんけれども、内容を整理したものでございます。

最後に、文言の整理といたしまして、全ての「移管先法人」を「移管先」に統一してはどうかというご提案を委員長からいただいておりますので、「移管先」に統一した形で、修正をしております。

なお、この基本方針(案)の修正に伴いまして、関連する項目の修正をいたしております。

次に、全体としての、その主な修正内容について、ご説明させていただきます。

「茨木市立保育所民営化について」をご覧ください。

この内容につきましても、主な修正か所のみをご説明させていただきます、文言の整理等、細かな部分につきましては、割愛させていただきます。

まず、1頁の「はじめに」でございます。

外部及び庁内検討委員会におきまして、民営化事業評価に関する報告書をまとめたこと、また、これまでの審議経過を踏まえて、この取りまとめをしたということを簡潔かつ明確に示したものでございます。

次に、2頁から9頁までの、第1章「市立保育所の今後の方向性」でございます。

各委員の皆さまからいただきましたご意見等につきましては、文言の整理やグラフのタイトルの修正などでございます。

また、子ども・子育て新システムにつきましては、国の動向を踏まえ、時点修正をしております。

さらに、8頁には、前回の会議資料1「市立保育所の民営化の継続」について、外部検討委員会におきましても、妥当であるのご判断いただいているということを示しています。

次に、10頁から13頁までの、第2章「改定後の基本方針(案)」でございます。

修正か所につきましては、先ほど、ご説明させていただきました基本方針(案)の新旧対照表と同じ内容でございます。基本的には、改定前の基本方針を継承しつつ、これまでの検討結果でもございます「市立保育所の機能と役割」など、部分的な修正を加えております。

なお、第1章の検討結果を踏まえまして、外部検討委員会と庁内検討委員会が取りまとめた内容である旨を冒頭で記載しております。

次に、14頁から30頁までの、第3章「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領(案)」でございます。

第3章といたしまして、前回会議におきまして、資料3として、お示しをしておりました「実施要領(案)」を整理しております。

第2章の基本方針(案)の各項目との整合性を確保するため、第3章の冒頭におきまして、資料3で示しておりました「実施要領の位置づけ」、「目的」、「適用範囲」などを記載しております。

各項目につきましては、基本方針(案)の各項目と同様でございます。これまでからも、留意事項検討シートにおきまして、検討していただいた結果をまとめたものでございます。

また、第2章の基本方針(案)における各項目の規定部分と、解釈等の解説部分を分かりやすくするため、基本方針(案)の規定部分につきましては、斜体文字による表記としております。

先ほどの基本方針(案)の修正に伴う、各項目の修正はございますけれども、内容の趣旨が大きく変わるという修正はございません。

最後に、31頁の「おわりに」でございます。

この最終的な取りまとめを作成するにあたりまして、実施主体が両委員会ということになりますので、表現方法が、茨木市なのか、委員会なのか、少し不明確でございましたので、整理・修正をしたものでございます。

なお、この整理・修正につきましても、内容の趣旨が大きく変わるというものではございません。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

ただ今、ご説明にありましたように、資料につきましては、事前に各委員さんのお手元に配付をしていただきまして、ご意見をいただいて、それを反映するという作業を、先行してやっていただいておりますので、本日の委員会では、その最終的な報告書の案が、皆様方のご意見を正確に反映しているかどうかということを確認しつつ、進めさせていただきたいと存じます。

そういう進め方で、よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、「茨木市立保育所民営化について」という文書（案）の、「はじめに」の部分でございますが、この点については、多少、文言の整理がございましたけれども、これまでの検討の経過及びこの文書の作成に至るまでの背景が説明されているものでございます。

この「はじめに」の部分につきまして、お尋ねいたしますけれども、ご意見やさらなる修正の必要がございますでしょうか。

ご提案いただきました点については、概ね、反映されていると思えますが、格別の問題がなければ、まず、「はじめに」部分については、ご了承いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： はい、ありがとうございます。

それでは、実質的な部分でございます、第1章に移ります。

第1章の部分は、「私立保育所の今後の方向性」というタイトルになっておりまして、最終的には、民営化を継続することが妥当であるという結論に至る検討経過を解説した部分でございます。

第1章につきましても、あまり大きな修正はございません。

事前に各委員さんからいただきましたご意見が反映されているかどうか、確認していただきたいと存じます。

いかがでございますでしょうか。

いただきましたご意見、文言の整理のほか、グラフの部分のタイトルの修正とか、時間の経過に伴う時点修正などですね、特に、子ども子育て新システムなどの動きもございましたので、それらを反映させた修正になっております。

特に、8頁の下の部分、「市立保育所の民営化の継続」というところで、第1章の結論がまとめられております。

民営化を継続していくということの方向性がここで示されることに

なっております。

実質的な議論は、大体、前回で終了しております。その後の文言の確  
認的な修正に止まろうかと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、第1章ご了承いただきました。

続いて、10頁から13頁までの第2章「改定後の基本方針(案)」で  
すね、庁内・外部検討委員会合同で、これまで審議をしてきた内容、こ  
ういう内容で、新しい基本方針(案)としてはどうかという報告書によ  
る提案ということになっております。

前回の委員会で、目的や市立保育所の位置付けなどにつきまして、ご  
意見をいただいております。それらの部分、特に1、2の部分で修正が  
加えられております。再度、ご確認をいただきたいと存じますが、いか  
がでございますでしょうか。

A委員、B委員、よろしいでしょうか。

特に両委員からご意見をいただいた部分でございます。

よろしいでしょうか。

各委員： 結構でございます。

委員長： それでは、第2章の、これが新しく、今後の基本方針(案)となるべ  
き部分でございますけれども、ご了承いただきました。

次に、第3章のですね、新しい試みでございますけれども、新しい基  
本方針の解説、解釈を示す部分でございます。

第3章「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領(案)」について、  
これが報告書のかなりの部分を占める訳ですが、14頁から31頁まで、  
最後の頁までということになりますが、この部分についてご確認をいた  
だきたいと思えます。

基本的には、第2章の基本方針(案)が変更されたところを、それに  
応じて解釈する実施要領(案)の中でも、同じ変更を加えていくという  
形になっております。

あと、基本方針(案)で、簡単にしか触れていない部分を、これまでの  
審議を反映させて、より詳しく経過が分かるように、解説を加えてい  
くという内容になっております。

細かい文言の修正意見なども、沢山いただいておりますが、事務局の  
方で、ただ今、ご説明ありましたように、きれいに整理していただい  
ております。

基本方針(案)本文が斜字体、イタリックになっております。普通の

明朝体で書かれている部分、矢印がついている部分が、その解説という整理で、大変見やすくなっているのではないかと思います。

それから、第3章の冒頭部分に、新しく試みる、実施要領作成の意味を付け加えている訳でございます。

ちょっと長い部分ですので、もう一度、ご確認をいただきたいと思えます。

ちなみに、第3章の項目1から8までございますが、これは基本方針(案)の項目1、8と対応させて、非常に見やすくなっているのではないかと思います。

あまり、大きく変わったところはないかと思いますので、お伺いいたします。

更なるご意見、修正意見など、ございますでしょうか。

この案を最終報告として、よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、3章について、ご了解いただきました。

最後に、31頁の「おわりに」の部分でございます。

この部分については、報告書を取りまとめた主体に一致させて、今後の、この文書の取り扱い並びに民営化の推進に向けての決意が述べられている部分でございます。

文章の整理が加えられておりますので、もう一度、ご確認をいただきたいと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、一応、念のためですが、全体を通じまして、前の方の部分で、お気付きの点などございませんでしょうか。

また、報告書を取りまとめた後の取り扱いなどにつきまして、何かご意見などございませんでしょうか。

次に、参考資料はあくまで参考なのですけれども、新旧対照表の形になっております文書につきましては、格別、ご意見はございませんでしょうか。

民営化についてという文書とセットで、公になる部分でございますが、新旧対照表の改正分という部分が、第2章及び第3章の斜字体の部分に一致するという形になります。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、本日の報告書(案)及び参考資料については、改めて、こ



の場では、修正意見はないということでございますので、本日の案件1の「茨木市保育所民営化について」の報告書を外部検討委員会としても、了承したいと存じます。

それでは、その他でございます。これまで、外部検討委員会といたしましては、23年度の前半に、これまでの民営化事業の評価についての議論を行ってまいりまして、年度の後半に至りまして、今後の民営化についての方法などを含む、議論に移り、本日、この「民営化について」という文書をまとめるという段階に至りました。

庁内検討委員会と合同で審議を進めてまいりました。

各委員の皆さま方におかれましては、それぞれの専門的なお立場からご意見やご提案をいただき、また、お力添えも賜りました。

誠にありがとうございました。

また、庁内検討委員会の委員さん方におかれましては、22年度から検討を始められて同年度に5回、平成23年度には11回の会議を開催して、熱心にご討議をいただいたと聞いております。

行政の熱心な姿勢に敬意を表したいと存じます。

今後、行政といたしましても、説明責任を十分に果たしつつ、これまでの検討結果を最大限尊重していただいて、より一層、保育行政の推進に取り組んでいただきたいと存じます。

外部検討委員会、それから庁内検討委員会の委員の皆さま方、慎重にご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

なお、本日は、庁内検討委員会の津田委員長さんには、ご事情があつて欠席ではございますけれども、庁内検討委員会の方から、もし最後、何か、ご挨拶などがございましたら、副委員長さんに一言お願いしたいと存じます。

河井部長： 津田副市長、庁内の委員長が、突発的な事情により、本日、欠席いたしておりますので、私の方からご挨拶、お礼を申し上げたいと思います。

外部検討委員会の委員の皆さま方には、昨年7月から8回にわたりまして、民営化事業評価、民営化事業のプロセスや移管条件等につきまして、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

これまでの民営化事業の評価結果を踏まえまして、各委員の皆さま、それぞれの専門的なお立場から、ご意見・ご提案をいただき、今後の民営化のあり方につきまして、民営化基本方針の改定(案)をはじめ、基本方針実施要領や民営化事業に関する留意事項などを取りまとめたこと、心より、感謝申し上げます。

民営化事業評価、アンケート等を踏まえた事業評価から始まりまし

て、その内容を、一定、細かいところから実施要領として積み上げることができました。

継続するにあたりまして、一定、新年度に委ねるところはございますが、これを土台として、進めさせていただくことができると考えております。

この民営化事業の継続にあたりましては、行政の説明責任を果たしながら、子どもたちの最善の利益を念頭に置きまして、市民及び事業者の視点に立った、円滑な民営化への移行に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年4月には、本市の市長選挙も控えておりますが、本日とりまとめでいただきました内容については、速やかに、庁内委員会委員長から市長に報告をいたしまして、新体制のもと、最終的な市の意思決定をいたしたいと考えております。

今後とも、本市における保育行政の推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本当に、どうもありがとうございました。

委員長： ありがとうございました。

外部検討委員会の先生方からは、特に最後、感想とか、あるいは、今後の進展について、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいですかね。

各委員： はい。

委員長： それでは、これをもちまして、本委員会、終局とさせていただきたいと存じます。

長期間、また、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

各委員： ありがとうございました。